

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	別府市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別府市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県 別府市長

公表日

令和3年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保険給付の支給、資格の取得・喪失、要介護等の認定、地域支援事業の実施又は保険料の賦課・徴収に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 4 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 6 介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 8 保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 9 保険給付の支払の一時差止めに関する事務 10 保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 11 地域支援事業に関する事務 12 地域支援事業の利用者若しくは介護予防・日常生活支援総合事業の利用者の利用料に関する事務 13 保険料の徴収、徴収猶予の申請又は保険料の賦課、保険料の減免申請に関する事務 14 資料の提供等の求めに関する事務 15 介護療養型医療施設に係る保険給付の支給に係る事務
③システムの名称	介護保険システム 番号連携サーバー(団体統合宛名システム) 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険被保険者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1の68の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の93及び94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第46条及び47条</p> <p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	いきいき健幸部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1251 MAIL:gen-ga@city.beppu.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	いきいき健幸部 介護保険課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1463 MAIL:epw-hw@city.beppu.lg.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保険給付の支給、資格の取得・喪失、要介護等の認定、地域支援事業の実施又は保険料の賦課・徴収に関する事務を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 4 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、保険給付の支給、資格の取得・喪失、要介護等の認定、地域支援事業の実施又は保険料の賦課・徴収に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 2 被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務 3 介護給付、予防給付若しくは市町村特別給付又は第一号事業支給費の支給に関する事務 4 要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 5 要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2の93及び94の項 別表第2の主務省令第46条及び47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、83、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117及び119の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の93及び94の項 別表第2の主務省令第46条及び47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109及び119の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法、別表第2の主務省令一部改正)
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の93及び94の項 別表第2の主務省令第46条及び47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、 6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56 の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、 97、108、109及び119の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6 条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19 条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の 2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43 条、第43の2、第44条、第47条、第49条、第55 条、第55条の2、第59条の3	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の93及び94の項 別表第2の主務省令第46条及び47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、 6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56 の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、 95、97、108、109、117及び119の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6 条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19 条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の 2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43 条、第43の2、第44条、第46条、第47条、第49 条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉保健部 高齢者福祉課	福祉共生部 高齢者福祉課	事後	再実施
令和3年3月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	福祉保健部 高齢者福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1463 MAIL:epw- hw@city.bepu.lg.jp	福祉共生部 高齢者福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1463 MAIL:epw- hw@city.bepu.lg.jp	事後	再実施
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年3月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年8月1日 時点	事後	再実施
令和3年12月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署 ②所属長の役職名	福祉共生部 高齢者福祉課	いきいき健康部 介護保険課	事後	再実施
令和3年12月6日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	高齢者福祉課長	介護保険課長	事後	再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月6日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ連絡先	福祉共生部 高齢者福祉課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1463 MAIL:epw- hw@city.beppu.lg.jp	いきいき健康部 介護保険課 〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号 TEL:0977-21-1463 MAIL:epw- hw@city.beppu.lg.jp	事後	再実施
令和3年12月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号。以下「別表第2の主務省令」という。)第50条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第50条	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(字句の整理)
令和3年12月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の93及び94の項別表第2の主務省令第46条及び47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び119の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の93及び94の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府総務省令第7号。以下「別表第2の主務省令」という。)第46条及び47条 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第2の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 別表第2の主務省令第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43の2、第44条、第44条の2、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	規則第11条(重要な変更)に当たらない(番号法の一部改正及び字句の整理)